

令和5年 9月 6日開会
令和5年 月 日閉会

令和5年第3回北広島市議会定例会

議 案 書

北 広 島 市

議 件

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 同意案第 1 号 | 教育委員会委員の任命について |
| 同意案第 2 号 | 監査委員の選任について |
| 議案第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 議案第 2 号 | 北広島市子ども・子育て会議設置条例の全部改正について |
| 議案第 3 号 | 北広島市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 4 号 | 北広島市火災予防条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 5 号 | 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議の件について |
| 議案第 6 号 | 北進橋耐震補強工事（下部工）の請負契約について |
| 議案第 7 号 | 防災食育センター新築工事の内建築主体工事の請負変更契約について |
| 議案第 8 号 | 財産の取得について |
| 議案第 9 号 | 財産の取得について |
| 議案第 10 号 | 令和 5 年度北広島市一般会計補正予算（第 4 号） |
| 議案第 11 号 | 令和 5 年度北広島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 議案第 12 号 | 令和 5 年度北広島市介護保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 議案第 13 号 | 令和 5 年度北広島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |

同意案第 1 号

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏 名	たか	やま	りゅう	じ
	高	山	隆	二

令和 5 年 9 月 6 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

高山隆二委員の任期満了（令和 5 年 9 月 30 日）に伴い、引き続き任命するものです。

同意案第2号

監査委員の選任について

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏名	かわ	むら	ゆたか
	川	村	豊

令和5年9月6日提出

北広島市長 上野正三

提案理由

川村豊委員の任期満了（令和5年9月30日）に伴い、引き続き選任するものです。

議案第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和5年9月6日提出

北広島市長 上野正三

専 決 処 分 書

平成29年9月17日に緑葉公園野球場において発生した事故に係る損害賠償について、調停を成立させる必要があるが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

記

1 調停の内容 別紙調停案のとおり

2 損害賠償額 83万5,380円

(内訳) 調停による損害賠償額 80万円

既払金 3万5,380円

令和5年7月14日

北広島市長 上野 正三

議案第 2 号

北広島市子ども・子育て会議設置条例の全部改正について

北広島市子ども・子育て会議設置条例（平成 25 年北広島市条例第 19 号）の全部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 5 年 9 月 6 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）の施行に伴い、こどもに関する各種施策を総合的に審議し推進する必要性が生じたことから、既存の北広島市子ども・子育て会議及び北広島市子どもの権利推進委員会を統合し、北広島市こども施策審議会を設置するものです。

北広島市こども施策審議会設置条例

北広島市子ども・子育て会議設置条例(平成25年北広島市条例第19号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 こども(こども基本法(令和4年法律第77号)第2条第1項に規定するこどもをいう。以下同じ。)に関する施策を総合的に審議するため、北広島市こども施策審議会(以下「こども施策審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 こども施策審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定及び変更並びに施策の推進に関する事項を調査審議し、又は建議すること。
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項の規定に基づき、同法第34条の15第4項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
- (4) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条第1項の規定に基づき、次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議すること。
- (5) こどもの権利に関する施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 こども施策審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) こどもに関し学識経験を有する者
- (2) こどもの保護者又は保護者であった者であって公募に応募したもの(市内に住所を有する者に限る。)
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、5年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 こども施策審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、こども施策審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 こども施策審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、こども施策審議会の議長となる。

3 こども施策審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 こども施策審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議

長の決するところによる。

- 5 こども施策審議会は、必要があると認めるときは、こども施策審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の特例)

第6条 会長は、緊急の必要があり会議を招集するいとまがないときその他やむを得ない理由があるときは、議事の概要を記載した書面を回付して委員の賛否を問い、こども施策審議会の会議に代えることができる。

- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「出席」とあるのは、「署名」と読み替えるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、こども施策審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の北広島市子ども・子育て会議設置条例第2条第2項の規定により委嘱された北広島市子ども・子育て会議の委員(以下「旧審議会委員」という。)である者は、この条例の施行の日に、改正後の北広島市こども施策審議会設置条例第3条第2項の規定により北広島市こども施策審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、この条例の施行の日における旧審議会委員としての残任期間と同一の期間とする。

(北広島市子どもの権利条例の一部改正)

- 3 北広島市子どもの権利条例(平成24年北広島市条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 前文 第1章～第6章 略 第7章 雑則(第26条) 附則 (北広島市こども計画) 第25条 市は、北広島市こども計画(こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項に規定する市町村こども計画をいいます。)に、子どもの権利に関する事項を記載し、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとします。	目次 前文 第1章～第6章 略 第7章 <u>子どもの権利の保障の推進(第26条)</u> 第8章 雑則(第27条) 附則 (推進計画の策定) 第25条 市は、 <u>子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北広島市子どもの権利に関する推進計画(以下「推進計画」といいます。)</u> を策定します。 第7章 <u>子どもの権利の保障の推進</u> (<u>子どもの権利推進委員会の設置</u>)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第7章 雑則</p> <p>(委任) 第26条 略</p>	<p>第26条 市は、子どもの権利に関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、北広島市子どもの権利推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を置きます。</p> <p>2 推進委員会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらの事項に関し自ら必要と認めるものについて、市長に意見を申し出ることができます。</p> <p>(1) 推進計画の策定又は変更に関すること。 (2) 子どもの権利に関する施策の実施に関すること。</p> <p>3 推進委員会は、委員10人以内で組織します。</p> <p>4 推進委員会の委員(以下「推進委員」といいます。)は、人権、福祉、教育等の子どもの権利に関する分野において識見を有する者及び公募に応じた市民のうちから市長が委嘱します。</p> <p>5 推進委員の任期は、3年とします。ただし、推進委員が欠けた場合における補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とします。</p> <p>6 推進委員は、再任されることができます。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、規則で定めます。</p> <p style="text-align: center;">第8章 雑則</p> <p>(委任) 第27条 略</p>

議案第 3 号

北広島市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

北広島市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（平成 3 年広島町条例第 2 2 号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 5 年 9 月 6 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

札幌圏都市計画大曲幸地区地区計画及び北広島団地青葉町地区地区計画の建築物の用途、敷地に関する制限の変更に伴い、所要の改正を行うものです。

北広島市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

北広島市地区計画区域内建築物の制限に関する条例(平成3年広島町条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正後							改正前						
別表第2(第3条—第5条の3関係)							別表第2(第3条—第5条の3関係)						
地区整 計画 区域の 名称	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	地区整 計画 区域の 名称	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
備計画 区域の 名称	建築してはな らない建築物	建築物 の敷地 面積の 最低限 度m ²	建築物の外壁等の面 積から隣地境界線又は 道路境界線までの距離 の最低限度 (ア) (イ) m	建築物 の延べ 面積の 敷地面 積に対 する割 合の最 高限度	建築物 の建築 面積の 敷地面 積に対 する割 合の最 高限度	建築物 の高さ の最高 限度 m	備計画 区域の 名称	建築してはな らない建築物	建築物 の敷地 面積の 最低限 度m ²	建築物の外壁等の面 積から隣地境界線又は 道路境界線までの距離 の最低限度 (ア) (イ) m	建築物 の延べ 面積の 敷地面 積に対 する割 合の最 高限度	建築物 の建築 面積の 敷地面 積に対 する割 合の最 高限度	建築物 の高さ の最高 限度 m
略							略						
大曲幸 地区整 備計画 区域	商業 業務掲 げの建 築物 (1) 住宅(事 務所、店 舗その他 これら に類す る用途 を兼ね るもの を含む 。)、共 同住宅 、寄宿 舎又は 下宿 (2) 学 校(幼 保連携 型認定 こども 園を除 く。)、 図書館 その他 これら に類す るもの (3) 病 院	300	外壁等の 面から 都市計 画道路 「羊ヶ 丘通」 及び 「大曲 幸通」 の道路 境界線 (隅切 部分を 除く。) までの 距離	3			大曲幸 地区整 備計画 区域	商業 業務掲 げの建 築物 (1) 住宅(事 務所、店 舗その他 これら に類す る用途 を兼ね るもの を含む 。)、共 同住宅 、寄宿 舎又は 下宿 (2) 学 校(幼 保連携 型認定 こども 園を除 く。)、 図書館 その他 これら に類す るもの (3) 病 院	300	外壁等の 面から 都市計 画道路 「羊ヶ 丘通」 及び 「大曲 幸通」 の道路 境界線 (隅切 部分を 除く。) までの 距離	3		
			外壁等の 面から 都市計 画道路 「羊ヶ 丘通」 及び 「大曲 幸通」 以外の 道路の 道							1.5			

改正後						改正前					
	(4) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (5) ホテル又は旅館 (6) 畜舎(15平方メートル以下のものを除く。)		路境界線(隅切部分を除く。)までの距離				(4) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (5) ホテル又は旅館 (6) 畜舎(15平方メートル以下のものを除く。)		路境界線(隅切部分を除く。)までの距離		
一般商業地区	法別表第2(に)項各号に掲げる建築物(作業場の床面積の合計が300平方メートルを超えない自動車修理工場を除く。)	300	外壁等の面から都市計画道路「大曲幸通」の道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離	1.5							
			外壁等の面から都市計画道路「大曲幸通」以外の道路の道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離	3							
略						略					

改正後					改正前				
			路「北進北広島団 通」以外の地青葉町 道路の道地区整備 路境界線計画区域 (隅切部分に掲げる を除く。)建築物等 までの距離について は、1メー トルとする。)				路「北進北広島団 通」以外の地青葉町 道路の道地区整備 路境界線計画区域 及び隣地に掲げる 境界線(隅切部分 を除く。)までの距離 は、1メー トルとする。)		
略					略				
別表第3(第5条関係)					別表第3(第5条関係)				
計画地区の名称			建築物等		計画地区の名称			建築物等	
略					略				
大曲幸地区整備計画区域			次の各号の一に該当する建築物等 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下のもの(外壁等の面から都市計画道路「羊ヶ丘通」及び「大曲幸通」以外の道路の道路境界線(隅切部分は除く。)までの距離が1.5メートル(一般商業地区にあっては、3メートル)未満であるものに限る。) (2) 外壁等の中心線の長さの合計が4メートル以下のもの(外壁等の面から都市計画道路「羊ヶ丘通」及び「大曲幸通」以外の道路の道路境界線(隅切部分は除く。)までの距離が1.5メートル(一般商業地区にあっては、3メートル)未満であるものに限る。)		大曲幸地区整備計画区域			次の各号の一に該当する建築物等 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下のもの(外壁等の面から都市計画道路「羊ヶ丘通」及び「大曲幸通」以外の道路の道路境界線(隅切部分は除く。)までの距離が1.5メートル未満であるものに限る。) (2) 外壁等の中心線の長さの合計が4メートル以下のもの(外壁等の面から都市計画道路「羊ヶ丘通」及び「大曲幸通」以外の道路の道路境界線(隅切部分は除く。)までの距離が1.5メートル未満であるものに限る。)	

改正後	改正前
略	略

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第 4 号

北広島市火災予防条例の一部を改正する条例について

北広島市火災予防条例（昭和 37 年広島村条例第 16 号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 5 年 9 月 6 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

北広島市火災予防条例の一部を改正する条例

北広島市火災予防条例(昭和37年広島村条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合(不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で有効に仕上げをした建築物等(消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。)の部分の構造が耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。)で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの(有効に遮熱できるものに限る。)の場合をいう。以下同じ。)を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(2)～(19) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(3)の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(急速充電設備)</p>	<p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合(不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で有効に仕上げをした建築物等(消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。)の部分の構造が耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。)で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの(有効に遮熱できるものに限る。)の場合をいう。以下同じ。)を除き、建築物等及び可燃性の物品から<u>次の各号</u>に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(2)～(19) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のもの</u>にあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(急速充電設備)</p>

改正後	改正前
<p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その^{きょう}管体は、<u>不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>その管体は、雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(5)～(19) 略</p>	<p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その^{きょう}管体は<u>不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(5)～(19) 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(蓄電池設備)</p>	<p>(蓄電池設備)</p>
<p>第13条 <u>蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床又は台上に設けなければならない。</u></p>	<p>第13条 <u>屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台上にあっては、耐酸性の床又は台としないことができる。</u></p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 <u>第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p>	<p>3 <u>屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。</u></p>
<p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号</p>	<p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号</p>

改正後										改正前									
及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。										及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。									
(液体燃料を使用する器具)										(液体燃料を使用する器具)									
第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。										第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。									
(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。										(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。									
ア及びイ 略										ア及びイ 略									
(2)～(13) 略										(2)～(13) 略									
2 略										2 略									
(火を使用する設備等の設置の届出)										(火を使用する設備等の設置の届出)									
第51条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者(位置又は構造を変更しようとする者を含む。)は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。										第51条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者(位置又は構造を変更しようとする者を含む。)は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。									
(1)～(12) 略										(1)～(12) 略									
(13) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)										(13) 蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル以上のものに限る。)									
(14)及び(15) 略										(14)及び(15) 略									
別表第3(第3条、第18条関係)										別表第3(第3条、第18条関係)									
種類		離隔距離(cm)								種類		離隔距離(cm)							
入力		上方	側方	前方	後方	備考			入力		上方	側方	前方	後方	備考				
略										略									
厨気略										厨気略									
房体不開放式	組込型	14kW以下	80	0	—	0	注:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。			房体不開放式	組込型	14kW以下	80	0	—	0	注:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。		
燃	こん									燃	こん								
設	ろ・グリ									設	ろ・グリ								
備	ル付こ									備	ル付こ								
料	んろ・グ									料	んろ・グ								
	リドル										リドル								
	付こん										付こん								

改正後							改正前								
			る、キャ ビネッ ト型こ んろ・グ リル付 こん ろ・グリ ドル付 こんろ												
			据置型 レンジ	21kW以下	80	0	—	0							
固 体 燃 料 外	不 木 炭 を 燃 料 と す る も の	炭 火 焼 き 器	—		100	50	50	50							
	不 木 炭 を 燃 料 と す る も の	炭 火 焼 き 器	—		80	30	—	30							
略							略								
略							略								
備考 略							備考 略								

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の北広島市火災予防条例(以下「新条例」という。)第13条第1項に規定する蓄電池設備(附則第4項に規定するものを除く。)(以下この項において「燃料電池発電設備等」という。))又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2(新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。))の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備(次項に規定するもの

を除く。)のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

議案第5号

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議 の件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように変更することについて協議するため、議会の議決を求める。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表後志管内の項中「南部後志衛生施設組合」の次に「、後志広域連合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

令和5年9月6日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により、本案を提出するものです。

議案第6号

北進橋耐震補強工事（下部工）の請負契約について

条件付一般競争入札に付した北進橋耐震補強工事（下部工）の請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年広島村条例第4号）第2条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 北進橋耐震補強工事（下部工） |
| 2 | 契約の金額 | 174,900,000円（うち消費税及び地方消費税15,900,000円） |
| 3 | 契約の相手方 | 北広島市稲穂町東8丁目5番地17
佐々木・広谷建設株式会社
代表取締役 佐々木 道 志 |

令和5年9月6日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

北進通線の北進橋における橋脚の耐震補強工事を行うものです。

入札状況調書

条件付一般競争入札

予定価格事後公表

1 入札番号 北広島市 告示第 139号
 2 件名 北進橋耐震補強工事(下部工)
 3 入札年月日 令和5年8月23日 9時30分
 4 入札場所 北広島市役所4階4F会議室
 5 入札結果

失格判断基準額 128,189,000円(消費税除く。)
 調査基準価格 148,391,500円(消費税除く。)
 予定価格 180,081,000円(消費税含む。)
 入札書比較価格 163,710,000円(消費税除く。)
 工期 令和5年9月29日から令和6年3月25日まで

業 者 名	代理人	第 1 回 目		第 2 回 目		第 3 回 目		第 4 回 目		備 考
広島建設(株)		161,000,000	5							
田島工業(株)		159,300,000	2							
北駿建設(株)		159,900,000	3							
藤山建設(株)		160,000,000	4							
佐々木・広谷建設(株)		159,000,000	1							落札

※ 当該金額に10%に相当する額を加算した金額が法律上の入札価格である。

落札業者名 佐々木・広谷建設(株)

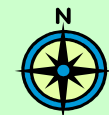
価 格	159,000,000 円
消費税等の額	15,900,000 円
契 約 金 額	174,900,000 円

位 置 図

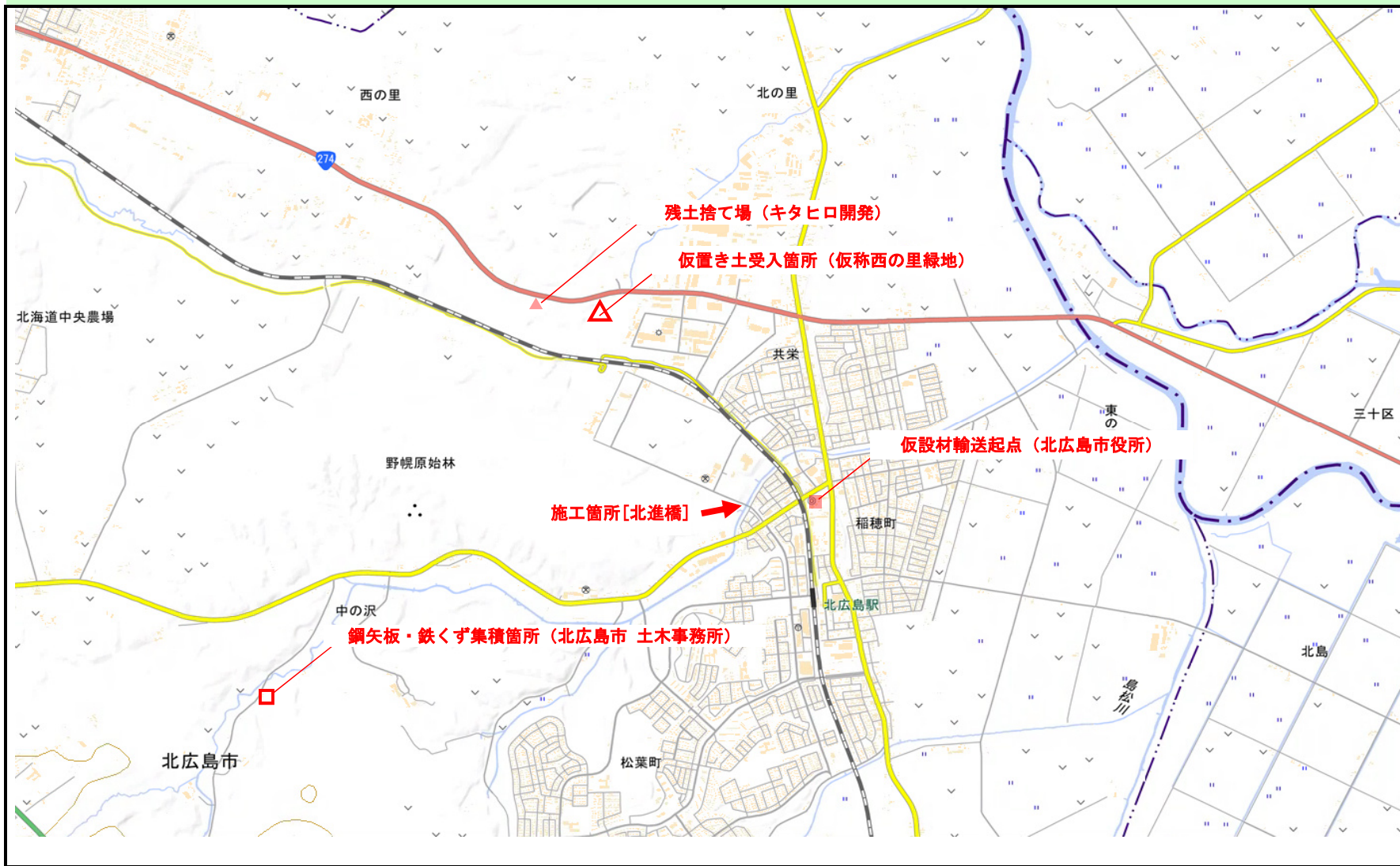
工事名	北進橋耐震補強工事（下部工）																	
施工箇所	北広島市共栄315-2地先																	
範囲	起点	北緯	42度	59分	7.1秒	東経	141度	33分	26.6秒	終点	北緯	42度	59分	6.2秒	東経	141度	33分	28秒

※工事箇所の住所については施工起点の左側の住所としています。

※緯度経度については、世界測地系であり地理院地図を利用した簡易測定結果。



図面は上が北です



<凡例>

旗揚線

施工箇所
施工箇所

施工箇所塗り
 ・起点を示せる工事
 （矢印の先が終点）

・起点を示せない工事
 （区域を囲う）

建設副産物の仮置箇所
● 建設副産物の仮置場

残土処理場箇所・仮置箇所
▲ 残土仮置き場

土取場箇所・発生土受渡箇所
▲ 残土捨て場

その他指定する箇所（仮設ヤード等）
鋼矢板、鉄くず集積箇所

輸送起点等
■ 仮設材輸送起点

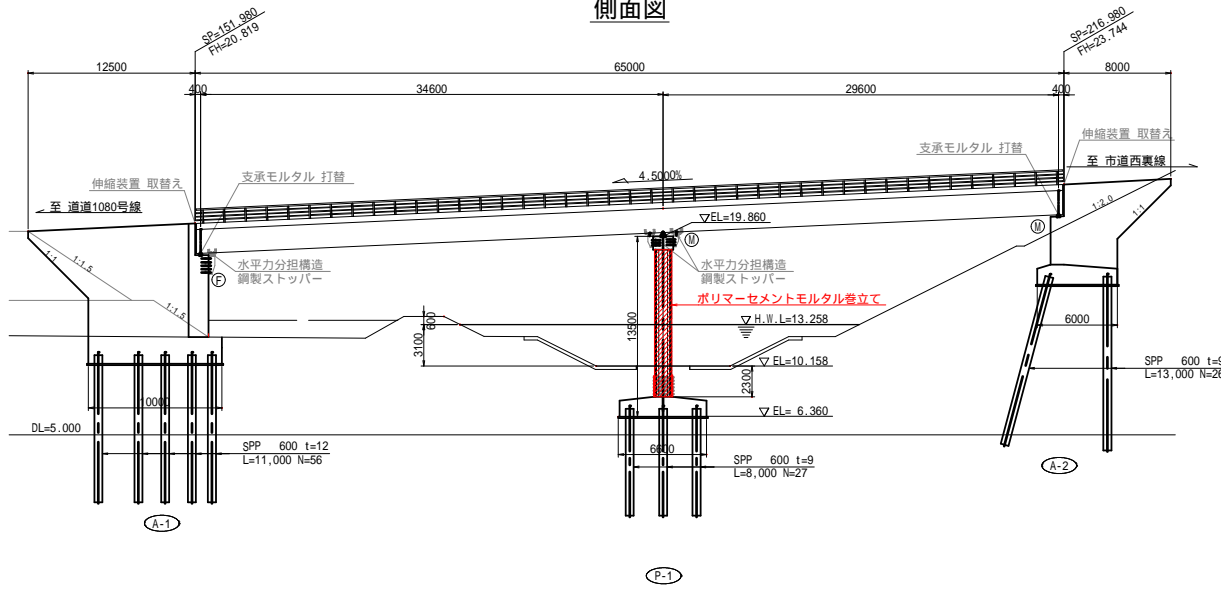
表示情報（表示している情報は■）

- 施工箇所・施工範囲
- 建設副産物の仮置箇所
- 残土処理場
- 仮置場
- 土取場
- 発生土受渡箇所
- 輸送起点箇所
- その他

補強一般図

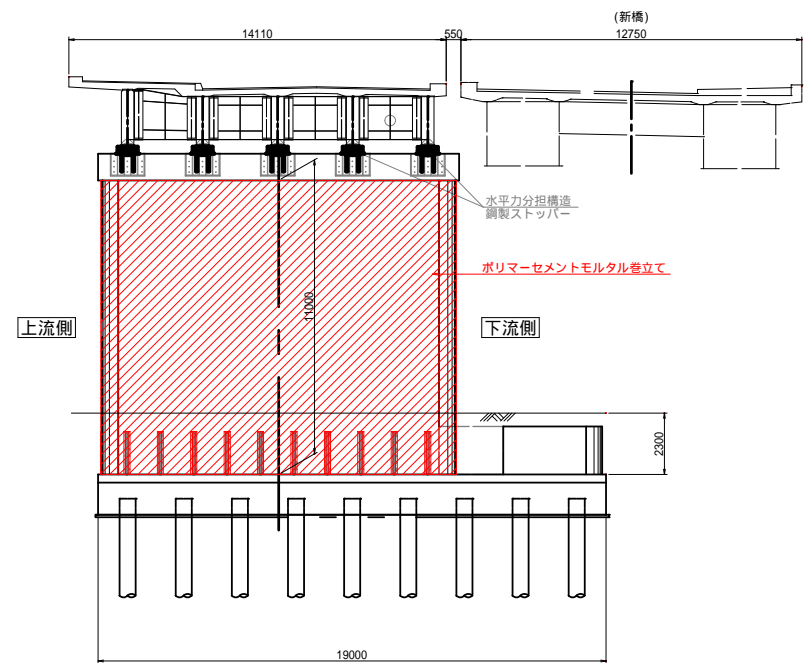
S=1:200

側面図

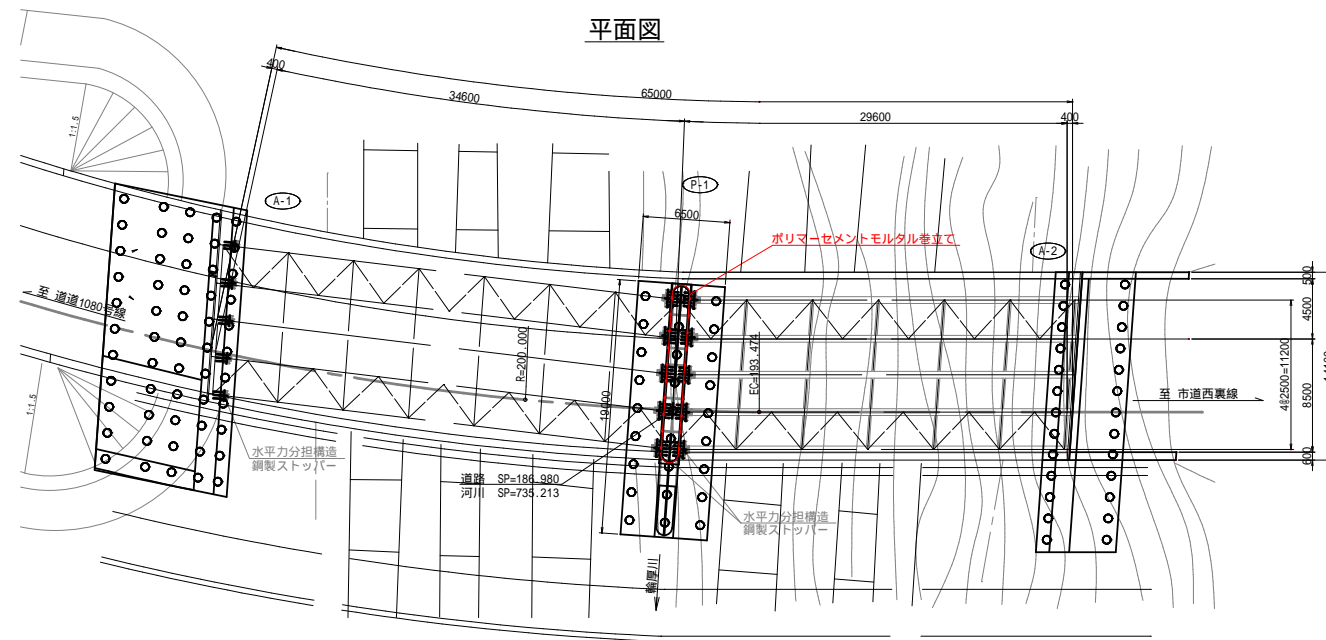


断面図

S=1:100



平面図



【橋梁名：北進橋】
【道路名：市道 北進通線】
【交差名：輪厚川】

年度	令和5年度
工事名	北進橋耐震補強工事(下部工)
図面名	補強一般図
縮尺	図示 図面番号 1
事業所名	北広島市 建設部土木事務所

議案第7号

防災食育センター新築工事の内建築主体工事の請負変更 契約について

防災食育センター新築工事の内建築主体工事について、下記のとおり工事請負変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年広島村条例第4号）第2条の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 防災食育センター新築工事の内建築主体工事
- 2 契約の金額 変更前の契約金額 1, 241, 900, 000円
増額する契約金額 47, 773, 000円
変更後の契約金額 1, 289, 673, 000円
- 3 契約の相手方 岩田地崎・和泉特定共同企業体
代表者 札幌市中央区北2条東17丁目2番地
岩田地崎建設株式会社
代表取締役社長 岩 田 圭 剛
構成員 札幌市豊平区豊平4条8丁目1番25号
株式会社和泉組
代表取締役 金 戸 淳 一

令和5年9月6日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

技能労働者への適切な賃金水準を確保するため、工事請負契約書第25条第6項の規定に基づき、請負金額を増額するものです。

議案第 8 号

財産の取得について

下記の財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 40 年広島村条例第 4 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 名称及び数量 | 庁舎ネットワーク機器更新 一式 |
| 2 取得の方法 | 北海道市町村備荒資金組合からの譲渡取得 |
| 3 取得予定価格 | 42,859,300円（うち消費税及び地方消費税3,896,300円） |
| 4 取得の相手方 | 札幌市中央区北 4 条西 6 丁目
北海道自治会館内
北海道市町村備荒資金組合
組合長 原 田 裕 |

令和 5 年 9 月 6 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

庁舎ネットワーク機器を更新するものです。

入札(見積)状況調書

1 入札番号	1番入札
2 件名	庁舎ネットワーク機器更新
3 入札(見積)年月日	令和5年8月2日 9時30分
4 入札(見積)場所	北広島市役所4階会議室4F

入札(見積)の結果

業 者 名	代理人	第 1 回 目		第 2 回 目		第 3 回 目		第 4 回 目		第 5 回 目	
東日本電信電話株式会社 執行役員 北海道事業部長		39,700,000	2								
PFU ITサービス株式会社 北海道営業部		44,330,000	3								
NECフィールディング株式会社 札幌支店長		38,963,000	1	落札							

当該金額に10%に相当する金額を加算した金額が、契約金額である。

	入札(見積)書記載価格	38,963,000 円
落札(決定)業者	消 費 税 額	3,896,300 円
NECフィールディング株式会社 札幌支店長	契 約 金 額	42,859,300 円

議案第9号

財産の取得について

下記の財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年広島村条例第4号）第3条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 名称及び数量 | 芸術文化ホール音響設備更新 一式 |
| 2 | 取得予定価格 | 43,712,900円（うち消費税及び地方消費税3,973,900円） |
| 3 | 契約の相手方 | 北広島市共栄町4丁目11番地6
株式会社丸寛佐藤電気
代表取締役 佐藤圭一郎 |

令和5年9月6日提出

北広島市長 上野正三

提案理由

芸術文化ホール音響設備を更新するものです。

入札(見積)状況調書

1 入札番号	1番入札
2 件名	芸術文化ホール音響設備更新
3 入札(見積)年月日	令和5年8月23日 9時30分
4 入札(見積)場所	北広島市役所4階会議室4F

入札(見積)の結果

業 者 名	代理人	第 1 回 目		第 2 回 目		第 3 回 目		第 4 回 目		第 5 回 目	
クラーク電業株式会社		40,140,000	3								
株式会社丸寛佐藤電気		39,739,000	1	落札							
アビックラボ株式会社		39,940,000	2								

当該金額に10%に相当する金額を加算した金額が、契約金額である。

		入札(見積)書記載価格	39,739,000 円
落札(決定)業者	株式会社丸寛佐藤電気	消費税額	3,973,900 円
		契約金	43,712,900 円

議案第10号

令和5年度北広島市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度北広島市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ256,074千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,936,679千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年9月6日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方特例交付金		59,000	2,777	61,777
	1 地方特例交付金	59,000	2,777	61,777
12 地方交付税		5,112,000	184,969	5,296,969
	1 地方交付税	5,112,000	184,969	5,296,969
16 国庫支出金		8,197,085	57,543	8,254,628
	2 国庫補助金	4,959,351	57,543	5,016,894
17 道支出金		1,842,926	1,151	1,844,077
	2 道補助金	296,281	1,151	297,432
19 寄附金		1,021,010	40,000	1,061,010
	1 寄附金	1,021,010	40,000	1,061,010
20 繰入金		791,389	6,570	797,959
	1 基金繰入金	791,389	6,570	797,959
22 諸収入		591,432	29,864	621,296
	5 雑入	215,802	29,864	245,666
23 市債		2,686,500	△66,800	2,619,700
	1 市債	2,686,500	△66,800	2,619,700
歳入	合 計	31,680,605	256,074	31,936,679

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,347,547	76,162	4,423,709
	1 総務管理費	3,326,176	27,066	3,353,242
	2 企画費	747,823	44,596	792,419
	3 徴税費	96,990	4,500	101,490
3 民生費		10,815,700	107,668	10,923,368
	1 社会福祉費	4,414,259	61,848	4,476,107
	2 児童福祉費	3,976,326	44,705	4,021,031
	3 医療給付費	1,431,310	△1,391	1,429,919
	4 生活保護費	993,805	2,506	996,311
4 衛生費		2,892,116	18,735	2,910,851
	1 保健衛生費	836,920	18,735	855,655
5 農林水産業費		89,280	148	89,428
	1 農業費	76,356	148	76,504
7 土木費		4,087,106	50,432	4,137,538
	2 道路橋梁費	2,647,707	50,432	2,698,139
9 教育費		1,997,539	2,929	2,000,468
	3 中学校費	195,008	2,169	197,177
	5 保健体育費	766,636	760	767,396
歳 出	合 計	31,680,605	256,074	31,936,679

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
公立保育園給食調理業務委託	令和5年度から 令和8年度まで 4年間以内	124,995

第3表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
大曲学童クラブ整備事業債	2,300	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし、必要に応じ繰上償還することができる。

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市道整備事業債	409,000	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし、必要に応じ繰上償還することができる。	416,200	同 左	同 左	同 左
臨時財政対策債	207,000	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし、必要に応じ繰上償還することができる。	130,700	同 左	同 左	同 左

令和5年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(一般会計補正予算第4号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 地方特例交付金	59,000	2,777	61,777
12 地方交付税	5,112,000	184,969	5,296,969
16 国庫支出金	8,197,085	57,543	8,254,628
17 道支出金	1,842,926	1,151	1,844,077
19 寄附金	1,021,010	40,000	1,061,010
20 繰入金	791,389	6,570	797,959
22 諸収入	591,432	29,864	621,296
23 市債	2,686,500	△66,800	2,619,700
歳入合計	31,680,605	256,074	31,936,679

歳入

11款 地方特例交付金

1項 地方特例交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方特例交付金	59,000	2,777	61,777	1 地方特例交付金	2,777	地方特例交付金 2,777
計	59,000	2,777	61,777			

12款 地方交付税

1項 地方交付税

1 地方交付税	5,112,000	184,969	5,296,969	1 地方交付税	184,969	普通交付税 184,969
計	5,112,000	184,969	5,296,969			

16款 国庫支出金

2項 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	727,418	1,252	728,670	3 生活保護費補助金	1,252	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 1,252
3 衛生費国庫補助金	670,678	4,035	674,713	1 保健衛生費補助金	4,035	出産・子育て応援交付金 4,035
6 地方創生臨時交付金	360,016	52,256	412,272	1 地方創生臨時交付金	52,256	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 52,256
計	4,959,351	57,543	5,016,894			

17款 道支出金

2項 道補助金

3 衛生費道補助金	4,176	1,151	5,327	1 保健衛生費補助金	1,151	出産・子育て応援交付金 1,151
計	296,281	1,151	297,432			

19款 寄附金

1項 寄附金

2 総務費寄附金	421,003	40,000	461,003	1 企画費寄附金	40,000	地方創生応援税制寄附金 40,000
計	1,021,010	40,000	1,061,010			

20款 繰入金

1項 基金繰入金

9 生涯学習振興基金繰入金	2,181	760	2,941	1 生涯学習振興基金繰入金	760	生涯学習振興基金とりくずし 760
12 財政調整基金繰入金	507,171	5,810	512,981	1 財政調整基金繰入金	5,810	財政調整基金とりくずし 5,810
計	791,389	6,570	797,959			

20 繰入金

22款 諸収入
5項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雑入	215,552	29,864	245,416	6 過年度収入	27,840	児童手当道費負担金 2,470 障害児施設給付費国庫負担金 8,511 障害児施設給付費道費負担金 4,452 障害者自立支援給付費国庫負担金 6,485 障害者自立支援給付費道費負担金 3,242 児童入所施設措置費国庫負担金 89 特別障害者手当等給付費国庫負担金 176 低所得者保険料軽減国庫負担金 1,280 低所得者保険料軽減道費負担金 12 児童手当国庫負担金 973 子どものための教育・保育給付費道費負担金 150
				7 その他の雑入	2,024	札幌市里塚斎場火葬場利用サービス料 2,024
計	215,802	29,864	245,666			

23款 市債
1項 市債

2 民生債	70,800	2,300	73,100	1 児童福祉債	2,300	大曲学童クラブ整備事業債 2,300
4 土木債	1,109,700	7,200	1,116,900	2 道路橋梁債	7,200	市道整備事業債 7,200
7 臨時財政対策債	207,000	△ 76,300	130,700	1 臨時財政対策債	△ 76,300	臨時財政対策債 △ 76,300
計	2,686,500	△ 66,800	2,619,700			

23 市債

総括

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	4,347,547	76,162	4,423,709	4,135	0	40,000	32,027
3 民生費	10,815,700	107,668	10,923,368	49,373	2,300	0	55,995
4 衛生費	2,892,116	18,735	2,910,851	5,186	0	2,024	11,525
5 農林水産業費	89,280	148	89,428	0	0	0	148
7 土木費	4,087,106	50,432	4,137,538	0	7,200	0	43,232
9 教育費	1,997,539	2,929	2,000,468	0	0	760	2,169
歳出合計	31,680,605	256,074	31,936,679	58,694	9,500	42,784	145,096

歳出

2款 総務費

1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国道支出金	地方債	その他					
3 財政管理費	7,363	23,711	31,074		0		23,711	24 積立金	23,711	財政管理経費 積立金	23,711
4 会計管理費	18,292	182	18,474		0		182	11 役務費	182	会計管理経費 役務費	182
13 情報化推進費	310,603	3,173	313,776		0		3,173	8 旅費	138	情報化推進経費	1,275
								11 役務費	1,275	役務費	1,275
								12 委託料	1,760	D X推進事業 旅費 委託料 保守・点検・整備委託	1,898 138 1,760 1,760
計	3,326,176	27,066	3,353,242		0		27,066				

2款 総務費

2項 企画費

1 企画総務費	460,755	44,596	505,351	国庫支出金 4,135	0	寄附金 40,000	461	11 役務費	1	高等学校等通学費助成事業	2,435
								18 負担金補助 及び交付金	44,595	負担金補助及び交付金 補助金・助成金・賛助金 地域活性化政策補助事業 負担金補助及び交付金 補助金・助成金・賛助金 私立大学臨時支援金支給事業 役務費 負担金補助及び交付金 補助金・助成金・賛助金	2,435 40,000 40,000 2,161 1 2,160 2,160
計	747,823	44,596	792,419	国庫支出金 4,135	0	寄附金 40,000	461				

2款 総務費

3項 徴税费

1 賦課徴収費	96,990	4,500	101,490		0		4,500	22 償還金利子 及び割引料	4,500	賦課徴収経費 償還金利子及び割引料	4,500
計	96,990	4,500	101,490		0		4,500				

2 総務費

3款 民生費

1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
1 社会福祉総務費	1,711,502	53,470	1,764,972	国庫支出金 48,121	0		5,349	2 給料 1,112	福祉施設等臨時支援金支給事業 26,265	
								3 職員手当等 238	役員費 32	
								4 共済費 219	負担金補助及び交付金 26,233	
								10 需用費 55	補助金・助成金・賛助金 26,233	
								11 役員費 283	福祉灯油特別対策事業 27,205	
								18 負担金補助及び交付金 26,233	給料 1,112	
								19 扶助費 25,330	職員手当等 238	
									共済費 219	
									需用費 55	
									役員費 251	
									扶助費 25,330	
3 障がい福祉費	2,518,167	8,378	2,526,545		0		8,378	22 償還金利子及び割引料 8,378	障がい福祉サービス等事業 2,646	
									償還金利子及び割引料 2,646	
									自立支援医療給付事業（更生医療・育成医療） 5,732	
									償還金利子及び割引料 5,732	
計	4,414,259	61,848	4,476,107	国庫支出金 48,121	0		13,727			

3款 民生費

2項 児童福祉費

1 児童母子福祉費	633,200	17,773	650,973		2,300		15,473	12 委託料 2,981	児童母子福祉経費 14,792
								22 償還金利子及び割引料 14,792	償還金利子及び割引料 14,792
									大曲学童クラブ整備事業 2,981
									委託料 2,981
									調査・設計・監理等委託 2,981
2 保育総務費	2,516,677	26,932	2,543,609		0		26,932	22 償還金利子及び割引料 26,932	保育所運営経費 10,829
									償還金利子及び割引料 10,829
									教育・保育施設給付事業 14,512
									償還金利子及び割引料 14,512
									子育てのための施設等利用給付事業 1,591
									償還金利子及び割引料 1,591
計	3,976,326	44,705	4,021,031		2,300		42,405		

3款 民生費

3項 医療給付費

2 後期高齢者医療費	1,151,443	△1,391	1,150,052		0		△1,391	27 繰出金 △1,391	後期高齢者医療特別会計繰出金 繰出金 △1,391
計	1,431,310	△1,391	1,429,919		0		△1,391		

3 民生費

3款 民生費

4項 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国道支出金	地方債	その他					
1 生活保護総務費	20,026	2,506	22,532	国庫支出金 1,252	0		1,254	12 委託料	2,506	生活保護費等支給事務 委託料 保守・点検・整備委託	2,506 2,506
計	993,805	2,506	996,311	国庫支出金 1,252	0		1,254				

4款 衛生費

1項 保健衛生費

2 健康推進費	616,629	6,338	622,967	国庫支出金	0		1,152	1 報酬	825	出産・子育て応援事業 報酬 職員手当等 共済費 負担金補助及び交付金	6,338	
				4,035				3 職員手当等	165			825
				道支出金				4 共済費	148			165
				1,151				18 負担金補助及び交付金	5,200			148
4 火葬場管理費	33,142	12,397	45,539		0	諸収入 2,024	10,373	13 使用料及び賃借料	12,397	札幌市里塚斎場火葬場利用サービス事業 使用料及び賃借料	12,397	
計	836,920	18,735	855,655	国庫支出金 4,035 道支出金 1,151	0	諸収入 2,024	11,525					

5款 農林水産業費

1項 農業費

1 農業委員会費	8,259	148	8,407		0		148	10 需用費	22	農業委員会運営経費 需用費 役務費	148
								11 役務費	126		
計	76,356	148	76,504		0		148				

7款 土木費

2項 道路橋梁費

1 道路維持費	662,043	42,332	704,375		0		42,332	10 需用費	40,000	市道維持管理経費 需用費 原材料費	42,332
								15 原材料費	2,332		
3 道路新設改良費	1,067,127	8,100	1,075,227		7,200		900	12 委託料	8,100	市道整備事業（単独） 委託料 調査・設計・監理等委託	8,100
計	2,647,707	50,432	2,698,139		7,200		43,232				

7 土木費

9款 教育費

3項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国道支出金	地方債	その他					
2 教育振興費	71,493	2,169	73,662		0		2,169	18 負担金補助及び交付金	2,169	全国全道中体連・中学校文化部活動大会出場支援事業 負担金補助及び交付金 補助金・助成金・賛助金	2,169 2,169 2,169
計	195,008	2,169	197,177		0		2,169				

9款 教育費

5項 保健体育費

1 保健体育総務費	13,395	760	14,155		0	繰入金 760		18 負担金補助及び交付金	760	スポーツ大会出場支援事業 負担金補助及び交付金 補助金・助成金・賛助金	760 760 760
計	766,636	760	767,396		0	繰入金 760					

9 教育費

給与費明細書

債務負担行為に関する調書

地方債に関する調書

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給 与 費							共済費	合計	備考		
		報酬	給料	期末手当 (年間支給率)	地域手当	寒冷地手当	その他の手当	計					
補正後	長 等	3		27,036	10,790 (3.30月分)			351		38,177	6,245	44,422	退8,652 公44
	議 員	22	93,060		37,670 (3.30月分)					130,730	30,039	160,769	
	その他	27	10,196							10,196		10,196	
	計	52	103,256	27,036	48,460			351		179,103	36,284	215,387	
補正前	長 等	3		27,036	10,790 (3.30月分)			351		38,177	6,245	44,422	退8,652 公44
	議 員	22	93,060		37,670 (3.30月分)					130,730	30,039	160,769	
	その他	27	10,196							10,196		10,196	
	計	52	103,256	27,036	48,460			351		179,103	36,284	215,387	
比 較	長 等	0		0	0			0		0	0	0	退0 公0
	議 員	0	0		0					0	0	0	
	その他	0	0							0		0	
	計	0	0	0	0			0		0	0	0	

備考 1 長等とは、市長、副市長及び教育長をいう。
 2 その他には、地方公務員法第3条第3項第1号の規定により、就任について 議会 の選挙、議決又は同意を必要とする職に限定して給与費を記載した。
 (公平委員会委員3人、固定資産評価審査委員会委員3人、選挙管理委員会委員 及び補充員8人、監査委員2人、農業委員会委員7人、教育委員会委員4人)

2 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数(人)		給 与 費			共済費	合計	備考	
	一般職員	会計年度任用職員	報酬	給料	職員手当 計				
補正後	(44) 466	(405) 33	439,538	1,868,515	1,298,996	3,607,049	737,728	4,344,777	退278,283 公3,727
補正前	(44) 466	(405) 32	438,713	1,867,403	1,298,593	3,604,709	737,361	4,342,070	退278,283 公3,727
比 較	0 0	0 1	825	1,112	403	2,340	367	2,707	退0 公0

職員手当の内 訳	区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務 手当	特殊勤務 手当	【参考】児童手当
	補正後	60,467	716	25,016	55,376	64,731	151,051	7,027	36,440
	補正前	60,467	716	24,956	55,376	64,731	151,051	7,027	36,440
	比 較	0	0	60	0	0	0	0	0
	区分	期末勤勉手当	寒冷地手当	宿日直手当	夜勤手当	休日手当	単身赴任手当	災害派遣手当	
	補正後	826,669	40,549	0	2,601	28,353	0	0	
	補正前	826,326	40,549	0	2,601	28,353	0	0	
	比 較	343	0	0	0	0	0	0	

()内は短時間勤務職員等の数(外数)

給 与 費 明 細 書

(ア) 一般職員

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(44) 466	0	1,803,640	1,209,053	3,012,693	640,800	3,653,493	退278,283 公3,727
補正前	(44) 466	0	1,803,640	1,209,053	3,012,693	640,800	3,653,493	退278,283 公3,727
比 較	0 0	0	0	0	0	0	0	退0 公0

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	【参考】児童手当
	補正後	60,467	716	23,407	55,376	64,731	150,771	7,027	36,440
	補正前	60,467	716	23,407	55,376	64,731	150,771	7,027	36,440
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0
	区分	期末勤勉手当	寒冷地手当	宿日直手当	夜勤手当	休日手当	単身赴任手当	災害派遣手当	
	補正後	738,615	40,549	0	2,601	28,353	0	0	
	補正前	738,615	40,549	0	2,601	28,353	0	0	
比 較	0	0	0	0	0	0	0		

()内は再任用短時間勤務職員等の数(外数)

(イ) 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(405) 33	439,538	64,875	89,943	594,356	96,928	691,284	
補正前	(405) 32	438,713	63,763	89,540	592,016	96,561	688,577	
比 較	(0) 1	825	1,112	403	2,340	367	2,707	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	【参考】児童手当
	補正後	0	0	1,609	0	0	280	0	0
	補正前	0	0	1,549	0	0	280	0	0
	比 較	0	0	60	0	0	0	0	0
	区分	期末勤勉手当	寒冷地手当	宿日直手当	夜勤手当	休日手当	単身赴任手当	災害派遣手当	
	補正後	88,054	0	0	0	0	0	0	
	補正前	87,711	0	0	0	0	0	0	
比 較	343	0	0	0	0	0	0		

()内は会計年度任用職員短時間勤務職員の数(外数)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0	
		昇給に伴う増加分	0	
		その他増減分	0	
職 員 手 当	0	制度改正に伴う増減分	0	
		その他増減分	0	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位:円) イ 初任給

(単位:円)

区 分		ア 職員1人当たり給与				イ 初任給					
		一般行政職	消防職	教育公務員	技能労務職	区 分	学 歴	一般行政職	消防職	教育公務員	技能労務職
令和5年1月1日 現在	平均給料月額	301,979	304,626	379,425	-	北広島市の制度	高校卒	154,600	154,600	154,600	-
	平均給与月額	320,553	327,041	388,625	-		大学卒	185,200	185,200	185,200	-
	平均年齢	39歳4月	39歳11月	50歳10月	-	国 の 制 度	高校卒	154,600	-	-	-
令和4年1月1日 現在	平均給料月額	303,751	311,853	376,080	-		大学卒	185,200	-	-	-
	平均給与月額	322,435	333,984	384,820	-						
	平均年齢	39歳9月	41歳2月	51歳8月	-						

備考 再任用短時間勤務職員等を除く。

ウ 級別職員数

()内は再任用短時間勤務職員等の数及び構成比(外数)

区 分	級	一般行政職		消防職		教育公務員		技能労務職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令 現 和 5 年 1 月 1 日 在	7級	(-) 13	(-) 3.6	(-) 1	(-) 1.1	(-) 2	(-) 50.0	(-) -	(-) -
	6級	(-) 34	(-) 9.5	(-) 6	(-) 6.4	(-) 1	(-) 25.0	(-) -	(-) -
	5級	(7) 17	(14.6) 4.8	(-) 6	(-) 6.4	(-) 0	(-) 0.0	(-) -	(-) -
	4級	(7) 118	(14.6) 33.1	(-) 39	(-) 41.9	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	3級	(30) 95	(62.5) 26.6	(4) 14	(100) 15.1	(-) 1	(-) 25.0	(-) -	(-) -
	2級	(4) 45	(8.3) 12.6	(-) 10	(-) 10.8	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	1級	(0) 35	(0) 9.8	(-) 17	(-) 18.3	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	計	(48) 357	(100) 100	(4) 93	(100) 100	(-) 4	(-) 100	(-) -	(-) -
令 現 和 4 年 1 月 1 日 在	7級	(-) 13	(-) 3.6	(-) 1	(-) 1.1	(-) 1	(-) 25.0	(-) -	(-) -
	6級	(-) 39	(-) 10.9	(-) 9	(-) 9.7	(-) 2	(-) 50.0	(-) -	(-) -
	5級	(3) 10	(6.3) 2.8	(-) 3	(-) 3.2	(-) 1	(-) 25.0	(-) -	(-) -
	4級	(8) 125	(16.7) 35.0	(-) 40	(-) 43.0	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	3級	(31) 91	(64.6) 25.5	(4) 16	(100) 17.2	(-) 1	(-) 25.0	(-) -	(-) -
	2級	(3) 51	(6.3) 14.3	(-) 11	(-) 11.8	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	1級	(0) 31	(0) 8.7	(-) 12	(-) 12.9	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	計	(45) 360	(100) 100	(4) 92	(100) 100	(-) 5	(-) 100	(-) -	(-) -

(級別の基準となる職務)

区分	職 務 の 内 容
1級	定型的な業務を行う職務
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主任の職務
4級	1 主査等の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務
5級	課長等の職務
6級	1 消防署長等の職務 2 困難な業務を処理する課長等の職務
7級	1 部長等の職務 2 困難な業務を処理する消防署長等の職務

エ 昇給

区 分		合 計	一般行政職	消防職	教育公務員	技能労務職
補	職員数 (A)	466	366	96	4	0
	昇給に係る職員数 (B)	433	341	88	4	0
正 後	号給数別内訳	1号給	0	0	0	0
		2号給	40	33	4	3
		3号給	3	3	0	0
		4号給	390	305	84	1
	比率(B)/(A)	92.9%	93.2%	91.7%	100.0%	-
補	職員数 (A)	466	366	96	4	0
	昇給に係る職員数 (B)	433	341	88	4	0
正 前	号給数別内訳	1号給	0	0	0	0
		2号給	40	33	4	3
		3号給	3	3	0	0
		4号給	390	305	84	1
	比率(B)/(A)	92.9%	93.2%	91.7%	100.0%	-

備考 職員数欄には再任用短時間勤務職員等を含まない。

オ 期末手当・勤勉手当

()内は再任用職員等の支給率

区 分	支給期別支給率		支給率 計	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補 正 後	(1.15)	(1.15)	(2.30)	有
	2.200	2.200	4.40	
補 正 前	(1.15)	(1.15)	(2.30)	有
	2.200	2.200	4.40	
国の制度	(1.15)	(1.15)	(2.30)	有
	2.200	2.200	4.40	

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者 (月分)	25年勤続 の者 (月分)	35年勤続 の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前 期退職 特例措置 (2%~45% 加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前 期退職 特例措置 (2%~45% 加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	北広島市	札幌市	国への派遣等
支給率(%)	0%	3%	20%
支給対象職員数(人)	0	0	2
国の指定基準に 基づく支給率(%)	北海道内は札幌市に在勤する職員 3%		東京都特別区に在勤する職員 20%

ク 特殊勤務手当

区 分	全職種	一般行政職	消防職	教育公務員	技能労務職
給料総額に対する比率(%)	0.6%	0.0%	2.6%	0.0%	-
支給対象職員の比率(%) (令和5年1月1日現在)	16.0%	1.0%	74.0%	0.0%	-
手当の名称	防疫作業手当 行旅死病人取扱従事手当 消防業務手当 野犬掃とう業務手当 災害応急対策等派遣手当				

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同	
住居手当	異	支給最高限度額 家賃 (1)23,000円以下 (2)23,001~52,999円 (3)53,000円以上 月額 支給額 (1)家賃-11,000円 (2)(家賃-23,000円)×1/2+12,000円 (3)27,000円 27,000円
通勤手当	異	交通機関等利用者 交通用具使用者 実費支給 通勤距離に応じて定額支給

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

事 項	限 度 額	前年末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出(見込)額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国(道)支出金	地方債	その他	
公立保育園給食調理 業務委託	124,995	-	-	令和5 ～ 令和8	124,995				124,995

地方債の令和3年度末及び令和4年度末における現在高
並びに令和5年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令和3年度末 現在高	令和4年度末 現在高	令和5年度中増減見込		令和5年度末 現在高見込額
			起債借入見込額	元金償還見込額	
1 普通債	19,481,170	20,607,251	3,717,800	1,393,529	22,931,522
(1) 総務債	4,795,304	4,491,986	681,700	351,575	4,822,111
うち庁舎	3,206,534	3,050,616	0	155,946	2,894,670
(2) 民生債	328,214	334,803	72,100	45,591	361,312
(3) 衛生債	1,516,013	1,447,149	971,200	137,104	2,281,245
(4) 農林水産業債	46,820	38,908	0	3,888	35,020
(5) 商工労働債	44,480	38,860	0	14,420	24,440
(6) 土木債	9,216,329	10,871,103	1,681,900	469,194	12,083,809
うち道路橋梁	4,762,799	5,271,074	810,800	233,628	5,848,246
うち公園	1,001,362	1,149,732	90,500	71,219	1,169,013
うち街路	1,265,169	2,194,714	0	22,547	2,172,167
うち公営住宅	1,969,261	1,865,893	79,500	118,428	1,826,965
(7) 消防債	373,270	309,646	89,900	57,131	342,415
(8) 教育債	2,965,822	2,976,462	221,000	249,624	2,947,838
うち学校	2,233,875	2,308,964	192,100	192,042	2,309,022
(9) 市場公募債借換債	194,918	98,334	0	65,002	33,332
2 災害復旧債	837,105	794,815	0	94,126	700,689
3 その他	11,248,387	10,604,973	130,700	932,663	9,803,010
(1) 減税補填債等	343,503	342,110	0	24,320	317,790
(2) 臨時財政対策債	10,904,884	10,262,863	130,700	908,343	9,485,220
合 計	31,566,662	32,007,039	3,848,500	2,420,318	33,435,221

令和5年度起債借入見込額は、令和4年度繰越未収入特定財源地方債を含む。

議案第 1 1 号

令和 5 年度北広島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度北広島市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5, 1 1 3 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 6 9 6, 4 6 6 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 9 月 6 日提出

北広島市長 上 野 正 三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		1	5,113	5,114
	1 繰越金	1	5,113	5,114
歳入	合計	6,691,353	5,113	6,696,466

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 基金積立金		67	4,058	4,125
	1 基金積立金	67	4,058	4,125
7 諸支出金		5,760	1,055	6,815
	1 償還金及び還付加算金	5,760	1,055	6,815
歳 出	合 計	6,691,353	5,113	6,696,466

令和5年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(国民健康保険事業特別会計補正予算第1号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰越金	1	5,113	5,114
歳入合計	6,691,353	5,113	6,696,466

歳入

7款 繰越金

1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1	5,113	5,114	1 繰越金	5,113	繰越金 5,113
計	1	5,113	5,114			

7 繰越金

総括

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
6 基金積立金	67	4,058	4,125	0	0	4,058	0
7 諸支出金	5,760	1,055	6,815	0	0	1,055	0
歳出合計	6,691,353	5,113	6,696,466	0	0	5,113	0

歳出

6款 基金積立金

1項 基金積立金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国道支出金	地方債	その他					
1 国民健康保険財政調整基金積立金	67	4,058	4,125		0	繰越金 4,058		24 積立金	4,058	国民健康保険財政調整基金積立金 積立金	4,058 4,058
計	67	4,058	4,125		0	繰越金 4,058					

7款 諸支出金

1項 償還金及び還付加算金

2 道負担金返還金	704	1,055	1,759		0	繰越金 1,055		22 償還金利子及び割引料	1,055	保険給付費等交付金返還金 償還金利子及び割引料	1,055 1,055
計	5,760	1,055	6,815		0	繰越金 1,055					

7 諸支出金

議案第12号

令和5年度北広島市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度北広島市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ135,140千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,177,226千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月6日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		1	135,140	135,141
	1 繰越金	1	135,140	135,141
歳入	合計	5,042,086	135,140	5,177,226

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金		301	19,616	19,917
	1 基金積立金	301	19,616	19,917
5 諸支出金		1,500	115,524	117,024
	1 償還金及び還付加算金	1,500	115,524	117,024
歳 出	合 計	5,042,086	135,140	5,177,226

令和5年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(介護保険特別会計補正予算第1号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰越金	1	135,140	135,141
歳入合計	5,042,086	135,140	5,177,226

歳入

7款 繰越金

1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1	135,140	135,141	1 繰越金	135,140	繰越金 135,140
計	1	135,140	135,141			

7 繰越金

総括

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
4 基金積立金	301	19,616	19,917	0	0	19,616	0
5 諸支出金	1,500	115,524	117,024	0	0	115,524	0
歳出合計	5,042,086	135,140	5,177,226	0	0	135,140	0

歳出

4款 基金積立金

1項 基金積立金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
1 介護給付費準備基金積立金	301	19,616	19,917			0 繰越金 19,616		24 積立金 19,616	介護給付費準備基金積立金 積立金	19,616 19,616
計	301	19,616	19,917			0 繰越金 19,616				

5款 諸支出金

1項 償還金及び還付加算金

2 精算返還金	0	115,524	115,524			0 繰越金 115,524		22 償還金利子及び割引料 115,524	精算返還金 償還金利子及び割引料	115,524 115,524
計	1,500	115,524	117,024			0 繰越金 115,524				

5 諸支出金

議案第13号

令和5年度北広島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和5年度北広島市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,987千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,100,822千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月6日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		242,955	△1,391	241,564
	1 一般会計繰入金	242,955	△1,391	241,564
4 繰越金		1	4,378	4,379
	1 繰越金	1	4,378	4,379
歳入合計		1,097,835	2,987	1,100,822

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		10,485	0	10,485
	1 総務管理費	6,787	0	6,787
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,085,650	2,987	1,088,637
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,085,650	2,987	1,088,637
歳 出	合 計	1,097,835	2,987	1,100,822

令和5年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(後期高齢者医療特別会計補正予算第1号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	242,955	△1,391	241,564
4 繰越金	1	4,378	4,379
歳入合計	1,097,835	2,987	1,100,822

歳入

2款 繰入金

1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事務費繰入金	40,951	△ 1,391	39,560	1 事務費繰入金	△ 1,391	事務費繰入金 △ 1,391
計	242,955	△ 1,391	241,564			

4款 繰越金

1項 繰越金

1 繰越金	1	4,378	4,379	1 繰越金	4,378	繰越金 4,378
計	1	4,378	4,379			

4 繰越金

総括

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	10,485	0	10,485	0	0	0	0
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1,085,650	2,987	1,088,637	0	0	2,987	0
歳出合計	1,097,835	2,987	1,100,822	0	0	2,987	0

歳出

1款 総務費

1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	6,787	0	6,787			繰入金 △1,391 繰越金 1,391			一般管理経費 財源更正	
計	6,787	0	6,787			繰入金 △1,391 繰越金 1,391				

2款 後期高齢者医療広域連合納付金

1項 後期高齢者医療広域連合納付金

1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	1,085,650	2,987	1,088,637		0	繰越金 2,987		18 負担金補助 及び交付金	2,987	後期高齢者医療広域連合納付金 負担金補助及び交付金 分担金・負担金	2,987 2,987
計	1,085,650	2,987	1,088,637		0	繰越金 2,987					

2 後期高齢者医療広域連合納付金